○農林水産省告示第千八百九十五号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第五条第二項の規定に基づき、平成十九年十月十一日農林水産省告示第千二百二十五号（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

第二十八号中「秩父市大字上影森八百二十五番地八」を「秩父郡皆野町大字皆野千七百九十八番地一」に改める。

第四十号中「とん田東町六百十七番地」を「中ノ島町一丁目一番八号」に改める。

第四十一号中「大方町千七百一番地」を「山下町三千八百八十九番地」に改める。

第七十二号中「中区弁天通六丁目八十五番地」を「旭区二俣川一丁目六番地二十一号」に改める。

第七十五号中「箕瀬町一丁目二千四百五十四番地一」を「鼎下山千二百十五番地」に改める。

第七十九号中「甲良町土地改良区」を「旧甲良町土地改良区」に、「平成十五年四月」を「平成十五年四月　平成二十一年二月」に改める。

第八十四号中「阿東町土地改良区」を「阿東土地改良区」に、「阿武郡阿東町大字徳佐中三千三百七十八番地の一」を「山口市阿東徳佐中三千三百七十八番地一」に改める。

第百十八号中「白老郡白老町字虎杖浜百五十九番地」を「登別市登別港町一丁目二十八番地」に改める。

第百二十二号中「新庄市大字鳥越字南沢山神沢二千八十番地」を「最上郡舟形町舟形二百七十三番地一」に改める。

第百三十九号中「大和町剣八十二番地一」を「八幡町稲成五百二十五番地七」に改める。

第百五十三号中「七番地」を「八番地」に改める。

第百五十五号中「仲泊六百九十九番地」を「上江洲八百二十番地」に改める。

第百五十六号中「三十九番地一」を「六十二番地」に改める。

第百九十一号中「二百五十五番地七」を「二百五十五番地一」に改める。

第百九十二号中「河合町角川三百二十四番地」を「古川町上野五百七十一番地一」に改める。

第百九十三号中「坂本千二百十六番地一」を「大淀五百九十五番地」に改める。

第百九十五号中「下井足二百五十四番地の二」を「檜牧千二十六番地」に改める。

第二百二十二号中「一ト市三百三十番地」を「植田百二十六番地」に改める。

第二百四十八号中「北九州漁業協同組合」を「旧北九州漁業協同組合」に、「平成十八年七月」を「平成十八年七月　平成十九年九月」に改める。

第二百七十四号中「青木三番地」を「善光寺二十六の一番地」に改める。

第三百六号中「におの浜四丁目一番二十号」を「瀬田神領町番戸谷四十の一」に改める。

第三百二十一号中「十和田おいらせ農業協同組合」を「旧十和田おいらせ農業協同組合」に、「平成二十年四月」を「平成二十年四月　平成二十二年三月」に改める。

第三百三十七号中「横浜千八百十四番地一」を「本町一丁目六番二十一号」に改める。

第三百五十号中「藤沢十九地割百二十四番地六」を「和賀町藤根十八地割三十九番地三」に改める。

第三百五十五号中「切石字山根七十三」を「字上台一番地一」に改める。

第三百八十四号中「六番地二十三号」を「五番七号」に改める。

第三百九十五号中「中河内町九百五十八番地三」を「飯富町五千三百十番地」に改める。

第三百九十八号中「的形町福泊四百九十二番地の二」を「白浜町甲九百十二番地八」に改める。

第四百八号の次に次の一号を加える。

四百八の二　小豆島町森林組合　香川県小豆郡小豆島町池田二千百番地四　平成二十二年九月

第四百十四号の次に次の七号を加える。

四百十五　吉野ヶ里町土地改良区　佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津七百七十七番地　平成二十三年二月

四百十六　白鷹町土地改良区　山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲字長表二七百二十四番一　平成二十三年四月

四百十七　二宮土地改良区　栃木県真岡市石島八百九十三番地十五　平成二十三年四月

四百十八　飯盛土地改良区　長崎県諫早市飯盛町開千九百二十九番地五　平成二十三年四月

四百十九　会津北部森林組合　福島県喜多方市字舞台田三千百二十八番地八　平成二十三年七月

四百二十　尾鷲漁業協同組合　三重県尾鷲市港町三番六号　平成二十三年七月

四百二十一　大隅森林組合　鹿児島県鹿屋市西原三丁目七番三十四号　平成二十三年七月

○農林水産省告示第千八百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県長野市信州新町山穂刈字小沢八七一六の一、八七一六の二、字萩野八七三七の一、八七三七の二、八七三八の一、八七三八の二、八七三九、八八〇一、八八〇二の一、八八〇二の二、八八〇三の一、八八〇三の二、八八〇四の一から八八〇四の三まで、八八〇七の一、八八〇七の二、八八〇八の一、八八〇八の二、八八〇九から八八一六まで、八八三六、八八三七、八八三八の一、八八三八のイ、八八三八のロの二、八八三九、八八四〇、八八五一から八八五五まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　広島県庄原市比和町森脇字井尻谷四四五、四四六の一から四四六の四まで、四四七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

小字尾ノ内三二・三五・四三・四六・一五七（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び舞鶴市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　京都府舞鶴市字志高小字尾ノ内二八の九、三二、三三、三三の四、三四の三、三五、三六の一から三六の三まで、三七から四五まで、四五の一、四六、一五七から一六〇まで、一六一の一、一六一の二、一六二の一、一六二の二、一六三、一六四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

小字尾ノ内三二・三五・四三・四六・一五七（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び舞鶴市役所に備え置いて縦覧に供する。）